

	質 問	回 答
1	【要項】 P11 11（6）オ 提出書類について ・副本の応募者名が記載されている箇所は非表示で作成とありますが、どの程度までを非表示とすれば良いかご教示ください。	直接記載されている応募事業者（団体）名及び従業員の個人名のみを非表示（黒塗り）としてください。なお、所在地や取引先名、管理運営業務の実績内容等は非表示とする必要はありません。 【非表示とする箇所の具体例】 別紙２の第１－１号式の「代表者」欄に記載する事業者名や、第４号様式右上の「団体名」欄に記載する事業者名、就業規則等に記載されている事業者名部分
2	【要項】 P15 13（2）準備業務において ・準備に係る経費については指定管理者の負担との記載があるが、引継ぎでの合同保育もあるかご教示ください。 また、準備に係る経費が発生する場合、初年度経費に含めるかをご教示ください。	「引継ぎでの合同保育」の実施につきましては想定しておりません。指定された団体が現在の指定管理者と異なる場合には、来年度入所の手続きについて、現在の仕様書に基づき、現在の指定管理者が行うことを基本とし、新たな指定管理者は円滑な移行のため指定管理者間で連携しながら事務の補助業務や問い合わせ等の対応をお願いします。 なお、準備に係る経費は初年度経費には含めません。
3	【基準】 P3 3（3）ト 損害賠償保険、傷害保険の最低補償金額の設定はありますでしょうか。 ある場合はご教示お願いします。	損害賠償保険及び傷害保険の最低補償金額につきまして具体的な指定はありません。 【参考】 現在の状況（いずれも指定管理者が契約者） A社：損害賠償保険に加入（対人・対物賠償保険2000万円） B社：障害保険に加入（死亡・後遺症200万円）
4	【基準】 P6 3（8）ア施設等の保守管理業務について 西部ブロックにおいて現在再委託している業務内容及び金額についてご教示ください。	業務内容：消防設備機器点検他 金額：総額で2,742,366円（※消防設備点検費用は指定管理料に含めております。令和６年度実績）
5	【基準】 P7 3（8）イ 修繕の額 西部ブロックにおいて現在修繕している内容及び金額について直近3ヵ年間分をご教示ください。	「質問回答別紙NO.5」をご参照ください。
6	【基準】 P8 3（8）カ その他の保守管理業務 西部ブロックにおいて施設のインターネット環境についてご教示ください。	現在、西部ブロックでは指定管理者負担で設置した光回線で電話とインターネットを使用しています。
7	【基準】 P11 3（10）カ バリアフリーに関する事項 バリアフリー整備について記載がありますが、改修等が発生する場合の費用についての考えをご教示ください。	原則、教育委員会が費用負担することを想定しております。バリアフリー整備の実施の際は教育委員会との事前調整や連携にご協力ください。
8	西部ブロックの地域との連携状況（連携先や実施回数等）についてご教示ください。	【連携状況】 コミュニティセンターと連携を行い近隣クラブと合同で地域交流イベントを実施、近隣の個人商店との連携でインタビューの体験学習を実施。地区交番の方による防犯教室の実施。近隣のライフセイバーのお仕事見学。うみかぜテラス施設を利用し調理実習。小学校ふれあいプラザと連携し児童クラブ入所児童以外の児童との交流を実施。 ※モニタリングや地域連絡会で報告を受けた内容についてのみ記載しています 【実施回数】 年に１回から可能なものは月に数回実施しています。
9	西部ブロックの駐車場を借りている施設・台数・金額についてご教示ください。	駐車場を借りている施設はありません。
10	西部ブロックの光熱水費の年間使用量について、ブロックごとにご教示ください。	「質問回答別紙NO.10」を参照ください。 （一部複合施設のため按分による算出を含みます。）
11	昨年度1年間の育成料・延長料金・おやつ代それぞれの収入額を区別又は児童クラブ別にご教示ください。	「質問回答別紙NO.12」の登録児童数と「質問回答別紙NO.23」の昨年度の延長育成の平均利用人数、利用回数からおおよその額を推測ください。
12	各児童クラブの昨年度1年間の月別平均利用人数・登録児童数・待機児童数をご教示ください。	「質問回答別紙NO.12」をご参照ください。 各児童クラブの待機児童数については公表しておりません。 ※参考 本市待機児童数：令和６年５月１日時点で２００名、同年１０月１日時点で７１名（こども家庭庁が実施した「令和６年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和６年５月１日現在）」調査に対する回答）
13	各児童クラブの加配対象児童登録人数及び配置されている加配対応職員数をご教示ください。	各児童クラブの加配対象児童人数等は公表しておりません。区別の加配対象児童人数及び配置されている加配対応職員数は「質問回答別紙NO.13」をご参照ください。
14	各区の直近3年間の収支報告書をご教示ください。	「質問回答別紙NO.14」をご参照ください。
15	各区又は各児童クラブの直近3年間の水道光熱費・保守点検費・修繕費の費用実績をご教示ください。	「質問回答別紙NO.15」をご参照ください。

	質 問	回 答
16	各児童クラブの保守点検が必要な設備をご教示ください。	各児童クラブの保守点検が必要な設備は、茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準P.6 3（8）ア(イ)の通りです。 設備の詳細は引継ぎ時にご確認ください。
17	現在の送迎支援の方法をご教示ください。（車両、徒歩等）	支援員等が小学校まで迎えに行き、徒歩でクラブまで送迎を行っています。なお、汐見台児童クラブについては、現在松浪小学校区の児童を受け入れており、松浪小からの送迎支援を実施しています。
18	廃棄物の処理方法について、現在実施している一般廃棄物の処理方法と年間の費用実績（区別又は児童クラブ別）をご教示ください。	金額やごみの量については把握していません。 なお、令和8年度以降に指定管理者が行う廃棄物の処理につきましては、茅ヶ崎市児童クラブ指定管理者管理運営の基準P8. 3（8）カ(ウ)に記載のとおりご対応をお願いします。
19	現在の各児童クラブの平日・土曜の職員配置人数をご教示ください。	「質問回答別紙NO.19」をご参照ください。
20	直近の登録児童の内、減免対象となる児童数を区別又は児童クラブ別にご教示ください。	「質問回答別紙NO.20」をご参照ください。
21	市から貸与される備品・什器（児童机・冷蔵庫・事務机・エアコン・ロッカー等）の一覧をご教示ください。	エアコン、冷蔵庫、ランドセルロッカーは原則、児童クラブの附属設備となります。その他施設内の備品については現況に応じて必要な備品を調達してください。 なお、指定管理者が変更となる場合において、事業者間のやりとりにおいて現行指定管理者の所有什器等を引き継ぐことは問題ありません。
22	各児童クラブのAEDの設置費用は指定管理者負担となりますでしょうか。	AEDの設置は教育委員会が対応し、指定管理者の負担はありません。
23	昨年度の延長育成の平均利用人数、利用回数をご教示ください。	「質問回答別紙NO.23」をご参照ください。
24	面接審査について、現時点で想定されている参加可能人数、プレゼンテーションの所要時間 質疑応答所要時間等をご教示ください。	面接審査は1事業者につき3名までの参加、プレゼンテーションは20分、質疑応答は30分を想定しています。
25	小学校ふれあいプラザと連携を実施している児童クラブと連携内容をご教示ください。	【連携対象児童クラブ】 東部ブロック：4クラブ（松林、小和田、汐見台、浜須賀） 西部ブロック：7クラブ（今宿、鶴嶺、東海岸、茅ヶ崎、西浜、梅田、今宿・鶴嶺） 【連携内容】 児童クラブが小学校ふれあいプラザの活動場所で児童クラブ入所児童以外の児童と交流を図りました。
26	指定管理料の内、戻入対象となる費用がございましたらご教示ください。	指定管理料の額は子ども子育て支援交付金交付要綱の補助単価および育成料の減免補填金とその他経費（消防点検、修繕、ごみ処理代）で算出しております。当該要綱に記載ある全ての項目と育成料の減免補填金とその他経費（消防点検、修繕、ごみ処理代）の実績に応じて戻入が必要となります。詳細は「質問回答別紙NO.14」をご参照ください。
その他	【説明会質問回答の補足】 障がい児の加配について、資料2 子ども・子育て支援交付金交付要綱の4ページに障害児受入推進事業として、1クラブあたりの補助額を示しているが、1名以上の配置について指定管理料に含まれ上限内で対応するという認識で問題ないか。障がい児が3名以上いた場合には追加で対応いただけるという認識でよいか。	実際に障がい児が在籍しているクラブについては、1クラブあたりの金額を募集要項内に示している指定管理料に含めて対応するものとします。また、障がい児が3名以上在籍する場合も同様に指定管理料の範囲内で対応するものとします。 【補足】障がい児の実態に合わせて職員体制を整備する場合に指定管理料の上限額を超える場合は、指定管理料の上限額に上乗せして補填を行うことも想定しています。